

# 「地域活動支援センターくろっちょ」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 当事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域活動支援センター事業を提供します。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者	3
2. 事業所の概要	3
3. 事業実施地域	3
4. 営業時間と利用定員	3
5. 職員の体制	4
6. 当事業所の施設設備の概要	4
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
8. 職員の遵守事項	6
9. サービスの利用に関する留意事項	6
10. サービス実施の記録について	7
11. 緊急時の対応方法	7
12. 非常災害対策	7
13. 虐待の防止について	8
14. 苦情の受付について	8

2024.7.1 改訂

社会福祉法人十字の園 御殿場十字の園  
地域活動支援センター「くろっちょ」



## 1. 事業者

名称	社会福祉法人 十字の園
所在地	静岡県浜松市浜名区細江町中川 7220 番地の 11
電話番号	(053) 414-1400
代表者氏名	理事長 鈴木淳司

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	地域生活支援事業における地域活動支援センター事業
事業の目的	障害者・児を通所させることにより、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、併せて社会との交流等の便宜を供与する。
事業所の名称	地域活動支援センターくろっちょ
事業所の所在地	静岡県御殿場市深沢 1465 番地の 1
電話番号	(0550) 83-1999
管理者氏名	管理者 林真樹
事業所の運営方針について	障害者・児の心身の特性を踏まえて、日常生活支援、創作活動、社会適応訓練、レクリエーション等の各種サービスへの参加機会を提供する。
開設年月	平成12年4月1日
事業所が行なっている他の業務	障害者居宅介護事業 静岡県指定 2211200064 号 障害者短期入所事業 静岡県指定 2211200064 号 指定一般・特定相談支援事業 御殿場市・小山町

## 3. 事業実施地域

御殿場市 小山町
----------

## 4. 営業時間・利用定員・利用対象者

営業日	月～金曜日（但し 12/31～1/3 除く）
サービス提供時間帯	9時45分～16時00分 利用定員 15名程度 但し、大雪・台風などの悪天候のために休業することがあります。
利用対象者	65歳未満の御殿場・小山で生活されている身体障害者手帳等をお持ちの方。利用中に 65歳を過ぎ身体状況が変わり介助等の支援が必要になった場合介護保険への移行をお願いする場合があります。 ※児童の場合は要相談。（日中一時）

## 5. 職員の体制

＜各サービス提供時間帯の職員体制＞。

職種	常勤（人）	非常勤（人）	合計員数	業務の内容
管理者	1		1	相談支援兼務
指導員	2		2	
介護職員	1	2	3	
看護師		1	1	高齢者デイ配属

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 指導員	勤務時間：8：30～17：30（正規の勤務時間帯）
2. 介護職員	勤務時間：8：00～17：00（早番勤務時間帯）
3. 介護職員	勤務時間：8：30～17：30（正規の勤務時間帯）
4. 看護師	勤務時間：8：30～17：30（兼務、正規の勤務時間帯）

## 6. 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

日常生活訓練室	1室（31.99㎡）
社会適応訓練室	1室（52.65㎡）
食堂	1室（135.00㎡）
浴室	1室（60.75㎡） 高齢者デイの浴室も併用
相談室	1室（23.10㎡）

## 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### （1）「地域活動支援計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「地域活動支援計画」を定めて、サービスを提供します。「地域活動支援計画（くろっちょ365プラン）」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「地域活動支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービスの区分及びサービス内容>

①創作的活動	陶芸、手芸等の創作活動を支援します。
②社会適応訓練	手話、点字、パソコン、買い物訓練などの社会適応訓練を実施します。
③機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。専門家によるリハビリではありません。
④レクリエーション	利用者一人一人の興味関心に配慮し、多種のレクリエーション活動を準備し、提供します。
⑤必要な介助	排泄の介助のほか、地域活動支援センターでの活動を行うときに必要な介助を、利用者のご希望及び心身等の状況に応じて行います。
⑥健康管理	介護職員により常に健康管理に留意し、必要に応じて医療関連と連携し、健康保持のための措置をとります。
⑦食事の提供及び介助（ただし、食事の提供に要する費用は別途いただきます。）	食事の提供及び食事の介助をいたします。（毎日・12時～13時）
⑧入浴	利用者の希望に応じて、身体状況に配慮した入浴援助を行います。 体調不良等で看護師から入浴許可が出ない場合は入浴することができません。
⑨送迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。 身体状況等により家族送迎をお願いする場合がございます

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

単位 \ 区分	区分1	区分2	区分3
4時間未満	4,240円	3,960円	3,680円
4時間以上6時間未満	6,270円	5,800円	5,350円
6時間以上	7,790円	7,200円	6,590円
加算	入浴加算：550円 （2人以上の従事者による入浴介助をおこなった場合には600円） 設備加算 ①天井走行リフト 90円 ②特殊浴槽 60円 送迎加算 車椅子利用者：460円（片道） 車椅子利用者以外 300円（片道）		

上記利用金額は利用料金の10割を御殿場市・小山町が負担するため利用者の負担はありませんが、その他実費負担をいただくものがございます。

### (3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

下記の費用は実費をいただきます

- ① 「創作活動」「レクリエーション活動」にかかる材料費などの実費（その都度、その内容の説明をいたします。）
- ② 食事代
  - ・ご契約者に提供する食事の材料及び調理等にかかる費用です。
  - 1食あたり 700円
- ③ その他必要な費用
  - ・活動支援事業所にてお過ごしいただくうえで利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
  - ア おやつ代 50円 ※施設の食事を頼んだ時のみ
  - イ 施設利用活動費 100円 ※短時間利用では頂きません
  - ウ おむつ代 実費相当額
  - エ 外出等で利用した高速代等
  - オ その他

### (4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）\*

前記（2）及び（3）の料金・費用は、月末締めで、前月1か月分の請求書を15日頃までに発行いたします。翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 金融機関口座からの自動引き落とし（27日に口座自動引き落としになりますので、預金残高をお確かめ下さい）
- ② 窓口での現金支払
- ③ 下記指定口座への振り込み  
静岡銀行 御殿場支店 普通預金 口座番号：0068325  
口座名義：御殿場十字の園 園長 高橋雅昭

### (5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用予定日の前に、地域活動支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日 17時までに事業者申し出て下さい。
- ② 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ③ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

### (6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

## 8. 職員の遵守事項

- (1) 当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧、複写物を交付します。
- ③事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

## (2) 事故発生時の対応

- ①利用者に対し、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 9. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

### (2) 支給決定通知書の確認 (契約書第3条参照)

「住所」及び、「支給量」「障害の程度による区分」など決定内容の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より決定通知の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

### (3) 健康調査票の提出

新たに福祉サービスを利用される方は、利用開始前に所定の健康調査書の提出をお願いします。

### (4) 設備・器具の利用

利用者が、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により破損、汚損した場合には、弁済するものとします。

### (5) 喫煙場所

指定した場所以外での喫煙はお断りします。

### (6) 宗教活動・政治活動・営利活動

利用中これらの活動は不信行為となり、契約継続をお断りすることもあります。

### (7) サービスの中止

当日の利用者の健康状態により、サービスの提供をお断りすることがあります。この場合、他の利用日の予約状況により振替利用することができます。(インフルエンザ・ノロウイルスなどは他利用者に感染拡大するため利用を1週間ほど中止して頂きます)

### (8) 携帯電話の使用

ペースメーカーを使用されている方がいますので、利用中は携帯電話の電源をお切りいただきます。

(9) 食べ物の持込み

食中毒等の防止のため、食べ物の持込み・持ち帰りはご遠慮いただきます。

(10) 利用中の怪我等

安全な環境づくりに努めておりますが、自宅とは違う環境、身体状況や病気に伴う様々な症状が原因で転倒等の危険性を伴うことを十分ご理解ください。(契約書第9条参照)

10. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認及び利用者の記録や情報の管理について (契約書第8条参照)

利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧、複写物を交付します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

11. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、あなたの容体の変化等あったときは、速やかに利用者の指定する者に連絡すると共に、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する機関に連絡します。

12. 非常災害対策 (契約書第8条)

非常時の対応	火災、天災等、災害時においては、すみやかに安全を確保し人命救助に努めます。地震警戒宣言発令の際には、直ちにご自宅にお送りしてご家族、地域での非常対策に即した行動が取れるように致します。
防災設備	消火器、スプリンクラー、自家発電装置、防災倉庫など
消防計画	内 容 : 消防署への届出および、防火管理者の設置 防災機構、自主防災、避難・救援活動、教育・訓練

13. 虐待防止法について

事業者は、利用者等の擁護・虐待防止のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：林 真樹
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

14. 苦情の受付について (契約書第14条参照)

(1) 苦情の受付

あなたは、当事業者の通所介護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。あなたは、当事業者に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。当事業所の通所介護についての苦情を受け付ける窓口担当者は、以下の通りです。

苦情相談窓口 担 当 : 林 真樹  
 苦情解決責任者 施設長 : 高橋 雅昭  
 電話番号 0550-83-1999

当事業所の中には、苦情受付ボックスが施設の玄関、介護予防通所介護フロアーに設置してあります。備え付けの用紙に苦情等を記入して投函して下さい。また、十字の園法人本部でも苦情を受け付けています。

(2) 苦情対応について

受け付けた苦情は、その内容等を記録し、施設の苦情解決検討委員会や中立な立場の第三者委員を交えた第三者委員会にて審議されます。第三者委員会は定期的開催し、苦情解決責任者（事業所長）より、第三者委員に報告いたします。利用者やご家族は、苦情解決のため第三者委員を交えた話合いも可能です。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

御殿場市社会福祉課	所在地 〒412-8601 御殿場市萩原483 電話番号 0550-83-1463 FAX 0550-82-4325
小山町住民福祉部 社会福祉課	所在地 〒410-1395 駿東郡小山町藤曲57-2 電話番号 0550-76-6661 FAX 0550-76-4770
静岡県社会福祉協議会	所在地 〒420-8558 静岡市葵区駿府町1の70 電話番号 054-254-5248 FAX 054-251-7508

令和 年 月 日 通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 静岡県御殿場市深沢 1465-1  
名称 社会福祉法人十字の園 御殿場十字の園

説明者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、地域活動支援センターの提供開始に同意しました。

利用者の希望により、円滑な援助を行うため医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供の必要がある場合、施設が利用者の情報を関係機関へ提供することに同意します。

利用者住所： \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代理人住所：

氏名

印